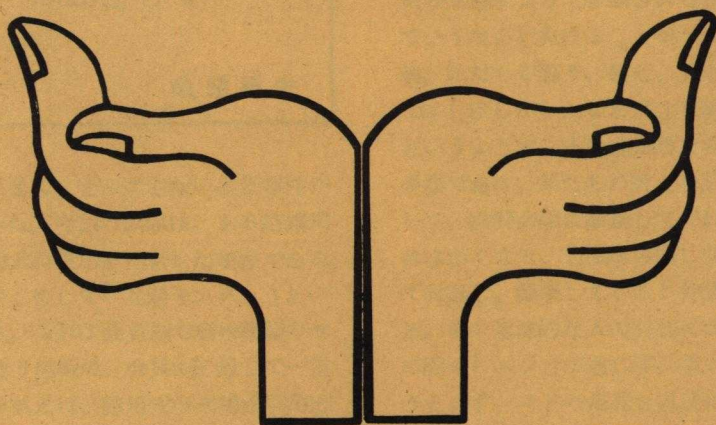


昭和51年2月15日発行(毎月1回15日発行)

民闘連

ニュース

1976. 2 第8号



目 次

■ 連載論壇・日本人にとっての在日朝鮮人問題 (1)		
「日本人性」を問題として	桑 原 重 夫	1
現場から	林 晃	3
■ 教育実践報告		
講演 — 在日朝鮮人教育の一つの指針 (2)	中 谷 豊	6
■ 在日韓国人の地域実践活動報告		
川崎在日同胞の人権を守る会・発足から1年半が過ぎて	朴 世 一	10
尼崎市との交渉再開	崔 昌 寿	12
■ 労働省・労研糾弾交渉経過報告		14
■ 運動体からのアピール・「樺太抑留韓国人に希望の明日を」		17
サハリン抑留韓国人帰還請求裁判実行委員会		
■ 論文紹介		
経験と自己回復	鄭 大 均	20
■ 編集後記		23
■ 資料案内		24

発行 民族差別と闘う連絡協議会

● 連載論壇 ●

日本人にとっての

在日朝鮮人問題(1)

「日本人性」を

問題として

桑原重夫

最近、またまた、とんでもない差別事件が関西で起こった。今回の問題は、ある結婚式場が在日韓国人の使用を拒否した事件である。

京都市を中心にして「互助センター」という企業がある。これは会員制で冠婚葬祭のサービスを取扱う組織で、会員に登録して一定期間の会費を払えば、結婚式の式場が利用出来たり、葬式の万端に面倒がみてもらえる、ということになっている。

ある在日韓国人が、「K」という通名で会員になり、会費の納入も完了して、いよいよ結婚式をあげるということになった。結婚式のためには「玉姫殿」という式場の設備があり、会員は自由に使えて、貸衣裳や料理なども割安で提供されることになっている。ところが、いざ挙式という段になって、チヨゴリチマを着ての民俗風の結婚式の希望を申し出ると、「朝鮮人には“玉姫殿”を貸すことは出来ない」、「チヨゴリ・チマの結婚式は困る」というわけで、式場の使用を断わられた。さし迫った結婚式のことであるから、急拠、他の会場を算段して式を終えたが、あまりの民族性を無視した差別に対する怒りから、いま、連絡会議が結成され、すでに二回の話し合いが行われている。

ことの成り行きに関してはいづれ運動の当事者から詳しい報告があると思うので、私なりにこの事件から感じとった問題とあわせ、

日頃考えていることを訴えてみたい。

まず、この事件は、ことの当否を一般に訴えて運動を発展させようとしても、日本人大衆の意識によって形成される世論では、あえていうなら「負ける」という事実である。勿論、私たちが語り、訴え、共斗を求める範囲では「けしからんことだ」「断固、糾弾せよ」というように、その差別性を非難する声が多数であり、私たちの訴える「スジ」に参同して、共闘会議に参加してくれる。だが、それはあくまで、日頃から同じ問題意識をもつて討論し、闘争している「仲間」の反応である。その意識的な人の外側には、この私たちの話の「スジ」が通じず、聞いても理解しようとしせず、コトの是非を道理によって判断しようとししないで、素朴な日本人の反応として「当然だわ」、「日本人のための結婚式場よね」という返答をよこす人が、圧倒的に多いのである。そうして、こうした民衆の厚い意識を拠り所にして、時々には憤出する差別の現実が起こるのである。

私が、一人の日本人として在日朝鮮人の問題にかかわるなかで、いつも考え続けているのはこの問題である。同じ京都における、韓国学園の問題もそこにある。自然保護とか災害防止とか環境とかの名目の以前にひそんでいる「朝鮮人を締め出すことは、当然」という暗黙の前提が、15年にも亘って韓国学園の建設を阻んで来たのである。まへの中川幼稚園の場合でも、在日朝鮮人の多く住んでいる生野の地域により強い排外的感情ののっかって、長年の間入園差別を続けて来たのである。同じところに、やはり大阪の大手前女子短大で起った在日朝鮮人の女性に対する願書受けつけ拒否の事件にしたって、団交の当初に教授会や理事が頑強に居直って出たのは、

「朝鮮人が入学すれば“花嫁学校”のイメージが悪くなる」ということで在学生や父兄の支持があるとふんだからであった。そのような「日本人」の民衆意識が摘んでも摘んでもなくならない民族差別の根を育てていく温床である。

勿論、そこには一定の論理や特別な信念があるわけではない。だから、討論すればすぐに論破されてしまうし、団交すれば返答に窮して、表面的には一応の自己批判と方針の変更は行う。だが、本来「スジ」を通してものを考えたり「是非善悪」でことを判断したりする意図から出たものでないから、表面的にはどれほど辻褄を合わせても、何らそのことを手がかりとして自らの体質を変えていこうとする方向には発展しない。日立の場合や、前述の学校などの例を見ても明らかだが、糾弾されない、より巧妙な差別の方法を考えるまでである。

私たちの運動の本当の課題は、ここにある。話の通じ合う仲間に訴えてみて「それはけしからん差別だ」という反応が得られれば、それが直ちに一般の日本人社会に「話せば通じていく“論理”」であるかの如く錯覚し勝ちであるし、自己批判書のひとつもとれば、それで状況は進展したとみる甘さもまだまだなくはないが、手強いのは、そんな「道理」や「たてまえ」が全く通用しない、しかも、捉え所のない日本人の意識の実態なのだ。「天皇制」や「靖国神社法案」がいまだに横行するもの、このような社会においてこそである。このような現実の前に立って、途方にくれているというのが正直な実感だが、しかし、何とかここを突破しなければならないのである。

いま、何程か盛んな「朝鮮ブーム」にのって、「日韓問題」に対する取りくみが起っている。その場合、ともすれば「韓国人の戦いに学んで、私たちも連帯する」という発想から、大状況的な政治的スローガンを揚げた運動になることが多い。勿論、正しい情勢認識に立っての発言である限り、それは必要なことであるが、韓国の「棄民化政策」と日本の「同化政策」による抑圧のもとに在日韓国人

を追いこんで、その「民族性」に敵対していく「日本」の足許の問題と真剣に取りくむのでなければ、その運動はいまの日本における「進歩性」の看板として、何ほかの利用主義的役割を果たすにとどまると思う。

今日、いわゆる「密入国者」の問題にかこつけて日本政府の「入管体制」が強化され、いくつかの「強制退去」の事例も出ているがこうした入管行政も、さきにあげたような日本人の排外主義的差別意識を期待し、それに支えられてのことであると思われる。

関西で、いま大きな「入管闘争」のひとつとして展開されている。韓敏央（ハン・ミヤン）さん一家を強制送還から守る運動に例をとろう。

私たちは、韓さん一家の「特別在留」の正当性を訴えて署名運動を起し、現在、行政訴訟を起こしているが、その主張は次の通りである。

『土地調査事業』『産米増植計画』『強制連行』などによって「朝鮮人」としての生活と、一切の基本的人権を蹂躪して来た日本政府が、1945年の敗戦にあたって、まず着手すべきは、この歴史的な事実に対する償いであった。ところが日本政府は1946年11月にGHQが発表した見解に従って、在日朝鮮人に「日本国籍」を強要し、日本の法律に従うことを強制した。そして1947年の「外国人登録令」を「日本国籍を有する」と見なした在日朝鮮人にも適用した結果、彼らが一方では「日本国籍」を保有するとされながら、他方では「外国人」として常に国外退去の危険にさらされるに至った。さらに、サンフランシスコ条約で在日朝鮮人の意志を問うことなく一方的に「国籍」を剥奪したうえ旅券を持つ外国人を対象とした1951年の「出入国管理令」をそのまま在日朝鮮人に適用した。そのため、日本に在留することは「恩恵」としてしか認められず、韓さんのような「旅券なき」再入国者は「不法入国」ということで、強制退去の対象になる。

スジを通せば、この処置の不当性は明白である。だが、いくら説得しても、「道理」で

事柄を判断しようとしないう「日本人意識」の壁に、運動の過程で何回もぶつかった。それが「上から」かけられる入管体制巧撃を「下から」支える大きな力なのだ、まえに紹介された竹村論文も、この意識にのっかって有効性を発揮するのである。

だから、いまの入管体制を「下から」支えて在日朝鮮人の「同化と追放」の最も大きな力となっている。この日本人の「日本人性」と対決することにしか「日韓問題」と取り組む出発点はないというのが、私の意見なのである。

韓国問題キリスト者緊急会議のメンバーとも、この点をめぐって討論してみたいと思っている。

(在日外国人の人権を守る会)

現 場 か ら

林 晃

「闘争の高揚期には調子よくものが言えても低迷している時には、ものが言えなくなる」

あっさりと連載論壇を引受けたものの、いざ書く段になって筆が進まず、誰かが上のような一文をどこかに書いていたのを思い出した。このニユース先月号に紹介されている名古屋での取り組み、県立大学の入学差別闘争一つみても、「長期化した」というだけでなく明らかに低滞している。そんな時、ものを言うのはしんどい。たしかに、状況が好転している時は、生き生きした素材があるので、それを有井に語りうるが、事態が後退するにつれて寡黙にならざるをえない。しかし考えてみれば、高揚期には無理にものを言わなくても動けばいいので、むしろ事態が何ら進展しない膠着した状況の中でこそ、ものをいうことが必要なかもしれない。というわけで、言いつらい時に、言にくいことを自分の現場から書いてみることにする。

さて、自分の現実に即してという場合、我々の今日までの取り組みをありのままにとらえずなくてはならず、「力量不足」というような言葉でいつくろったり、他での成果に安易にののかったりすることは極力避けねばならないと思う。

「朴君を囲む会・名古屋連絡会」という形で再発足したのは、一年半前の74年8月ですでに各地で、「囲む会」を発展的に解消し民間連結の動きが出ていた時期であった。そんな動きの中で、あえて名古屋で「囲む会」としたのは、それなりの理由があった。日立に対する差別裁判の全面勝利という成果ももちろん重要な要素であったが、それ以上にこの闘争にかかわる中で、朴君自身も、また支援した日本人も厳しい自己変革を迫られ、それをなしとげたその過程をこえ、貴重な教訓とし、それをこの地で、我々自身がどこまで「追体験」しうるかに、我々の今後がかかっていると考えたからである。

朴君は当初、日本名で日本人と同等の能力をもつ自分を、日本の企業がなぜ差別するのかという意識で裁判を起し、日本人がそれを支援した。この段階では両者共にその意識は差別のうらがえしであったといえる。しかしその後、日本人と同じ能力があるのに、ではなく、朝鮮人としての当然の権利として、しかも自分の就職が認められることを主眼とした裁判ではなく、日本の差別体制を日本人に公けにつきつける場として裁判をになうことへと意識も行動も変っていった。また支援する日本人の側も、在日朝鮮人のためではなく、自分たちの社会にある、日本人自身がつくりだした差別体制を自分たちのために具体的に切り崩していくという運動に変っていった。その内実を継承したいと願ったのである。

しかし、関東での経験は、当り前のことだが、我々の経験でも実績でもない。実際我々の実績はまだ何もないのである。それどころか、教訓としても生かされてはいない。

「名古屋連絡会」では、囲む会の成果を継承することは、まず自らの足元の問題に目を向けることであると考え、市内の私立高校に

おける就学差別問題を取上げ、実態調査、公開質問、差別校に対する抗議行動等を行ってきた。その中で、私教連が呼応して組合に対し調査するなどある広がりをもつようにもなった。しかし、運動の結果として出てきたことは、より陰湿な形で差別であり、差別の陰蔽であった。「日本人に限る」と募集要項に明記された、まさに差別そのものの物的証拠が「見えなかった」こと、それ故に長い間存在をゆるしてきた我々の側の問題は依然として残るが、学校当局が一様に、「拒否を明記したことは、親切であり、正直であったと考えている」と発言したことは、まともなうけとめねばならなかったと思う。たしかにこれは自らの差別体質を正当化した、許しがたい暴言であると思う。しかしこれが学校の「ほんね」であるという点を冷静にふまえておかねばならない。

というのは、我々がその差別体質を追及し撤廃を要求していく中で、例えば、ある高校は「原則として」という一語を加えることによって、今までストレートに出ていた「ほんね」を「たてまえ」にすりかえ、差別をかえって陰蔽・温存させる結果を招いたということである。ほとんどすべての高校が、公立も含めて、ごく小数の在日朝鮮人を、それも日本名を名乗る日本人として受けいれておいて「差別はしていない」とする体質こそ、本質的な問題なのであるが、それと知りつつ、いまだ有効な手だても見出しえていない。

会としての歴史も浅く、運動未経験者の寄合い世帯でありながら、無意識のうちに、既成の運動のパターンを安易に踏襲しているところに問題の一つがあるように思う。その点「日本人への＜断罪＞をパターン化させてきたことは、……外にあっては、自らの原罪の前に沈黙するよりほかはない日本人を、やがては自閉症へと追いやる」といった、思想的にすこぶる不毛の状況をつくりだすこととなった」（安宇植「差別批判の論理」展望2月号）という指摘はあたっている。しかも、これは在日朝鮮人が日本人を告発する場合だけの図式ではないことを、経験的に知らされた。高

校との数回の交渉の過程で、校長らのふともらした言葉の端から、実は我々も在日朝鮮人とみなされていたことがわかった。交渉の最初に姓名も明らかにし、日本人の立場からと説明していたにも拘らず、である。日本人として日本社会にある差別を自らのために切り崩していくということが、＜観念＞でしかなく、その思想を具現していく論理なり、作業を築きあげる努力に欠けており、自己検証をぬきにした、「在日朝鮮人に対する民族差別」といった告発用語をことばとしてだけ投げつけていたことを思い知らされたのであった。

そのことが、明々白々たる物的証拠のみにとらわれ、それをことあげすることに終始させてきたと思われる。それはまた次のようなことと無関係ではないと思われる。運動に参加する在日朝鮮人のある部分から「私たちのためにこんなにかんばって頂いてありがとう」などと「お礼」をいわれたことがある。お礼はお礼としてすなおにその気持を受けとっておいていいのかもしれないが、やはり違いははっきりさせておきたい。告発するものとされる者が馴れあうといった関係は、避けねばならない。日本人が日本人に対する場合には一方的糾弾ではなく、自らの内にもある差別偏見を自らの手で顕在化させ、「ほんね」を自覚的にとらえるという別な努力が必要なのではないか。自閉症へと追いこむことはまずい。それにしても、お礼のようなことばは、誘惑的ではある。

そこでは、自らも日本人であることの主体を問われるという緊張が失せ、安易な罪責感にもとづく理解と共感を身につけた、差別する日本人総体とは別種の「いい子」になりさがり、いっばしの「朝鮮通」と思いなしてしまう誘惑がある。これはこわい。

こうした事態を打破する基本的なことは、やはり、在日朝鮮人が日本人にとってはまぎれもなく「異民族」である、という事実を認識すること、異質性をその質においてどこまで把えることができるかにかかっているように思う。具体的には、「在日朝鮮人」とひとくくりにして把えるのではなく、具体的な個

としての朝鮮人と「出会う」ことである。従来、日本人が「事件」を媒介にしてしか知ることができなかったのは、お互いにとって不幸なことであった。日常的には出会うことなく、ときあってか非日常的にその存在を思い知らされるというのではなく、日常的な出会いを求めたい。人格的なふれあい、つきあいである。そのための努力をしあうという点で協力しすぎることではない。

個人との出会いが日常的に可能ならば、例えば今まで何のことわりもなしに書いてきた「在日朝鮮人」という総称一つとっても、決してそれでつつみきれぬものでない複雑そのものの、個々に即してしか捉えられない「生きた重い現実」にすこしでもふれることがで

き、しかもまさにその複雑さは他の誰でもない我々「日本人」によって歴史的につくりだしてきたものであることが、自己とのかかわりにおいて理解できるということになるのではないか。そこから苦しいけれども自らの「日本人性」を正しくうけとめ、責任を負う自己として、対峙できると思う。

このことは同時に、アメリカ社会における「黒人」のように生理学的特性のない在日朝鮮人の場合、その出自や異質性をかくして暮らすことが可能であるだけに、その存在の日常的「質」もまた問われていると、一言付け加えておきたいと思う。

(朴君を囲む会名古屋連絡会事務局
日本キリスト教団名古屋東伝道所牧師)

民闘連ニュースの定価改訂と 年間定期購読料改訂の お許しとお願い

昨年6月に、民闘連ニュース創刊号を発行して以来、皆様の暖い支援と御指導により、早、第8号を発行するまでに至りました。この間、読者の皆様に民族教育の問題を始め、就職差別・行政差別・入管体制等に関する資料と情報を提供するとともに、これらの問題と取り組む運動体の闘いを紹介してきました。

そして、まさにこれらの問題が在日朝鮮人にとっても、日本人にとっても、生きていく上で最も基本的な問題であるという認識に立って、多くの方々に低価で民闘連ニュースを提供してまいりました。

ところが、年が明けるとともに、諸物価の値上り攻勢は一段と激しさを増し、民闘連ニュースもそれから免がれられず、紙代及び印刷費の高騰のため、第8号から頒価1部100円を150円に改訂させていただくことになりました。皆様の御了承をお願いいたします。

また、御承知の通り、1月25日から郵便料金の値上げのため、送料が倍以上になりました。このため、年間定期購読料もこれまでの1,500円から2,500円に改訂せざるを得ません。

諸般の事情を考慮して下さり、上記の点、読者の皆様のお許しをお願いいたします。

◎ 3月10日までの申し込みは“旧料金”

なお、今まで定期購読料を送って下さった方と、3月10日まで（消印有効）に送って下さった方には、1年間分は旧料金で送らせていただきます。

● 教育実践報告

講 演

在日朝鮮人教育の一つの指針(2)

中 谷 豊

(県立尼崎工業高校教諭)

■子供がどう変っていったか。そして教師は

このこともよく話したりするんですけども、朝間研の部長をしウエイトリフティングをしていた筋肉りゅうたる子が、高砂熱学に入社して半年ぐらいして彼は学校に来ましたけれども、彼はげっそりやせていました。どうしてかという、この会社行きながら彼は夜間の大学行ってたわけです。仕事をしていると、次の日の打合わせと下調べをまずしなければいけない。学校も行かなきゃいけない。明日の仕事の段取りをやって寝るとなったら毎日2時か3時になる。朝は6時か7時に起きなきゃいけない。睡眠時間が毎日4時間から5時間というような切りつめかたで、彼げっそりやせていくわけです。それでも頑張りつつけていくわけです。彼がそんなふうにして一生懸命やって、西武デパートの空調設備の現場の監督補佐みたいな仕事をやってたんですが、ガードマンの放火で焼けたわけですね。朝テレビを見て姉が「あんたとこの会社の現場焼けとるで、はよ行かんか」と言ったので、びっくりして駆けつけたら焼け落ちた後やったわけですね。それでがっかりするわけです。そんな中で彼自身も頑張りつつけて、その建物もこのあいだ竣工して、竣工式に出た後も学校に寄ってくれました。

■金君の場合

彼の話だとか、その前年の部長だった子のいろんな話があるんですけど、もう一つここ

で、在日朝鮮人の子が進路を決める段階になって非常に多く出てくる現象は、たいていの子は、お父ちゃんお母ちゃんの仕事をいっしょにすねんや、近所にええ仕事あるさかい来い言うてんねんや、学校の仕事なんかいらんわい、俺はべつにする必要ないねんというふうに言うか、あるいは進学したい大学に行きたいと言います。どの子もちゃんとわかっていて、近所の様子見たって学校の紹介で大企業であろうと中企業であろうとうまくいったためしがないし、行けるはずあるかないいうて始めから投げてくるわけです。先生は、それもあかんねんやという話し合いをつめていく中で、それぞれの子供たちは自分の進路を決めていくわけです。そのつめ方もどんな話をやるかという、例えば金という子の場合、彼はずっと担任の先生の呼びかけの中でも2年間本名を名のらないとつっぱねて来ました。「俺はYだ」と言います。初めに家庭訪問した時もオモニが言うには、「この子は私が期待してた子なんだけど、私が失業対策事業で道路掃除をしまっ黒な顔で家のそばへ来ると『お母ちゃんあっち行き』って言う子なんです」ということをオモニは泣きながらいうわけです。オモニが一人で三人の子供を育ててきた。そのオモニがアボジの7回忌の時に、先生来て下さいということで僕なんかも行ったわけです。その時に「実はね先生、この子ら今ジユースなんか飲んだりやっていますけど、家が立ち退きになって裁判所へ何度も行ってる時、実は10円の金が

なかったんです。この子が裁判所のそばにある10円のジュース飲みたいと言ってダダこねて泣いた時、あんなにくやしなかったことなかったです。家から裁判所まで歩いて行ったんです。」という話をしはるわけです。裁判で負けました、ずい分前に。その話をしはる中で、ビールを出さるわけですね。飲めちゃうても飲めないわけですね、その話聞いたら。飲めないですよと言うたら、「あんなそんな冷たいこと、朝鮮人の家来てももの食べない言うんやったら出て行きなさい。」ちゅうてまたおこられるわけですね。で、どないしたらええのんか僕わからへんようになってしまいうわけやけども、そういうふうにして7回忌のに行った時にお母さん飲んでて、だんだんとしゃべっているうちにお母さんがトラジを歌うわけですね。朝鮮語で歌うわけですから、歌っていると、子供がそばからジューとにらんで嫌そうな顔して「お母ちゃん、そんな歌やめときや、酒もええかげんにやめときや、先生も迷惑してるやないか」ちゅう言い方で言って来るわけです。その時担任の教師たちが返したのは、「その気持もあるかも知らんけれども、お前のお母ちゃんが今、ほんまに喜んで歌ってる気持がわかるんか。お母ちゃんと一杯飲んで歌を歌おうやちゅう立場にお前は立たれへんのか」ということを逆に返していったわけです。ところが、そんな話があるんだけど、やっぱり変わらないまま来ました。彼が進路が問題になる3年ぐらいまで来ると、秘密がある言うて誰にも言わなかったです。ずっと言わなかった。でその秘密というのは、とことんまで来て何言ったかというところ「俺はカナダへ行きたい。」後で気がつくわけですけども、非常に英語をよく勉強してました。一生懸命やりました。抜群の成績です。その上もってラジオ講座でフランス語の勉強もしてました。語学的にいったら非常によく勉強しています。勉強という意味では非常によくできる子供です。で、担任は「ダメだ」と言いました。「お前はカナダに行く言うたら何しに行くんだ」答えないうわけですけども、もう日本は嫌だというこ

とですね。「お前はカナダに行くというが、ほんまにカナダで根をおろそというのか。逃げるんだろ。オモニも一緒につれていくのか」ということを聞くわけです。そんなつもりないわけです。「お前はほんまに行くんだったらオモニも一緒につれて行きなさい。そうでない限りお前のカナダ行きってことは絵空事や話になるかい」とけとばしていくわけですね。そしたら彼もずい分考え悩んだ末に、「わかった。大学進学したい」と言って来た。日本の大学へ行きたい。「それもダメだ。甘えだ」というふうに話を進めていく。お母ちゃんは子供が進路を決めかねているのが見えるからイライラしてだんだん酒の量が増していくわけです。お母ちゃん実際グテングテンになってしまうことがあるわけです。子供がイライラしているそばにおいて子供にアドバイスしたら、子供はなかなか言うこと聞いてくれへんし、どないしたらええかわからんわけですね。で、そうこうしてるうちに、子供から大学もやめて地方公務員になりたい。(地方公務員の国籍条項を撤廃させた年だったわけです)つまり市役所に行きたい、西宮の市役に行きたいと言うたわけです。それも、「お前の今のような姿勢で行ったら、お前はまたたく間につぶされてしまうんだ」ということをずばり言います。「お前は逃げの姿勢じゃないか、お前は逃げて、朝鮮人であることから逃げて、本名からも逃げて、オモニからも逃げて、朝鮮民族であることから逃げつづけているお前が公務員になったら、お前は一体何をするんだ。」と切り返していくわけですね。そういう中でまた返します。そしたら次の日、ほんまにうちのおモニおこってる、来てくれと言うわけです。「やっとうちの息子が大学だのカナダだの話をやめて、やっとなと一緒に暮して就職するということまで来てくれたのに、何で先生つぶすねん」ということで、今度オモニがおこるわけです。で、担任の先生腹くくってこれはもう一升びんでどつかれなあかんということを出かけるわけですけども、オモニが「先生、やっとなこの子考えたんです」という話してくれる

わけです。そこで、「この子の姿勢見てたらお母さんそう言いほるけれども、私らの目から見たらダメなんだ」ということを言い切ります。「お母さんに頼みたい。一回でいいからお母さんのこと、日本に来るまでのこと、来てからの生活全部いっぺん話してやってくれ。」ということを言います。そうすると、その晩お母さんはわかったと言って、実際に一晚寝ないで、泣きあかしながら話しはったわけです。小さい時の裁判所の話とか、オモニが玄海灘を渡って来た時の発動機の音の響きが忘れられへんとか、波がゆれる時の酔いが忘れられないとか、あるいは、お父ちゃん死んだ後でいよいよ物がなくなって、食べ物もなくなって八百屋があったら八百屋のそば捨ててある菜っ葉のくずをひろってきていつも炊いて食べてたこと、お母ちゃんうまいなあ言うておかゆきんをこの子ら食べてたんです言うて、おそらく子供ら覚えていない話をずっとしていくわけです。どうしてもなくなって実際は私はこの子らつれて武庫川へ行って川の中まで入ったです。もうあかんと思ったです。そやけどこの子らの「お母ちゃん帰えろうや、帰えろうや」という声で、やっぱり帰えりましたという話を一晚泣きながらするわけですね。その話を聞いてきて彼はやっぱり変りました。どう変ったかという、これは一時的かもしれないけれど、「やっぱり正直言って日本人が憎い」って言いました。「日本の社会が憎い、オモニをこんなふうに滅茶滅茶にした社会が憎い」ってことを彼は初めてですけど言いました。それまではナオヤカとか女性的な子だったけど非常に厳しくなりました。顔が。そういう中で、俺はこのオモニと一緒に暮していくんだという腹決めを彼はしていくわけです。その腹決めをしたときに、本名を名のれということを言うと、それでもまだ彼は嫌だと言ったわけです。でもこれは僕ら躊躇しなかったです。次の日から学校の名簿を一切金に変えてキムと呼びつけました。二日ぐらい彼はじっと考えつけました。様子を見てました。それから二日ぐらいして返事をしました。で、就職

はその頃時期が遅くなって、ある所から紹介してもらうような形になりましたけれど同胞の方が日本人と半々で経営している設計事務所へ行って、今もずっと元気で働いているわけです。

こういう形の、何と言うか子供が本名を名のっていく、アボジ・オモニの話を本当に聞いていく中で、アボジ・オモニの生活の歴史を知る中で、自分の民族の歴史にちょっとでも触れていくということをなくして、「はいどこでも行きなさい」ということは僕ら言うてこなかったし、言ってはダメだというふうに思いつづけてきています。やはり子供たちが就職する場合は朝間研活動につながっているとか、あるいは本名で入っていく、民族的な自覚を自分なりに持っていくということなくしては、就職というのは切り開いていけないと思うわけです。

■朴君の場合

同じような話になっていきますが、その2年程先輩で、私たちが尼工で朝間研を作り出した頃に、いろんな外の動き——警察の動きだとか、同胞内部でも政治的な動きをしたりカンパニア的な動きしたり——があった中でたった一人で朝間研を支えて来た子が、毎日たった一人でも座りつづけて「ゴ」の先生の話を聞きつづけることをし、そして同胞たちに毎日毎日足を運んでは呼びかけて行った子が就職をしました。建築会社です。その子の場合も入ってすぐに、高校卒業してポッと出が現場の監督をするわけですから、現場の職人さんにしたらあんまり面白くないわけで、その上もって仕事もわからんのにと。まして本名で入っています。本名と言っても当時は朴相哲といういい方で入っていくわけです。で誰も名前を呼んでくれないわけです。誰も本名を呼んでくれないわけです。オイとかコラとかお前とかちょっと来いとか、まあだいたいそんなんです。仕事は現場監督補佐ですけども、現場監督補佐朴相哲と書いてある名札を自分ではるわけですけども、やっぱり仕事を指し図せなあかんわけですね。あれ

せいとかこれせいとかこないせいとか。すると荒っぽいのもありますからね、お前生意気な、えらそうなこと言うな、若僧がというように喧嘩になる。「このチヨーセンガ」という差別的な発言も出たわけですね。すると彼がたまたま持ってたスコップを振り上げて喧嘩になりかけた時に、彼はそのスコップを振り下さなかったわけですね。上げた時に何思ったかという、後輩のことがちらっと浮かんだと言うわけです。朝問研に來ている自分が育てた一年・二年生たちのことが浮かんできた。今、俺ここで喧嘩してしまったら俺は終りだ。後で後輩たちも入ってくるできない。おそらく一人の朝鮮人が喧嘩してやめていったことにしかならんやろ。こいつらにもの言わすには仕事でもの言わしたるという決心を彼はするわけです。どの子もそういう決心ですけど。で、必死になって勉強します。必死になって仕事をします。そんな姿を見て、60ぐらいの大工の棟梁、日本人ですけれども、この人がある日突然そばに寄って来て、「おい、パク」というわけです。ボクじゃなくてパク。「お前の名前は本当はボクじゃなくてパクなんだな。知ってんのんか。」とい

うから「いや、知ってます」と言う。どうしてそんな話をすんのんかというたら、「いや俺はな、よく知っている人に聞いて来て、お前の名前は実はボクではなくてパクだということを知って来たんだ。知っとればいいんだ。これからはお前のことをパクと呼ぶぞ。」というふうな話を大工の棟梁がしてくれるわけです。現場の労働者荒くれもおるけれども、ほんまに彼が必死になってきぼっている姿を見る人は見てくれているんじゃないかということに励まされて、彼は「また頑張るんや」言うてたわけです。そして、その彼がいろんなつらいこともあるわけですね。そう言いながらもある日突然に、ま、O先生から後で話してもらってもいいけれども、突然O先生の家にやって来て、そして何も言わないで酒飲みながら黙って帰って、翌日に阿蘇へ消えてしまうことだってあったわけです。で、また2・3日して帰って来て仕事をする。O・B会へ来て、いろんな話をして(朝問研のO・B会というのがあるんです。)元気をつけて帰っていく。そういうふうなことをずっとつづけていってるわけです。

(つづく)

・ 朝鮮語講座開講 ・

関東民間連の中心的グループのひとつである神奈川朝鮮問題研究会は、川崎の地で地道に民族差別の問題に取り組んでいますが、このほど朝鮮語講座を開講することになりました。

ふるって参加して下さい。

講師 小杉尅次(在日大韓基督教川崎教会 会牧師)

梶村秀樹(神奈川大学助教授)

毎週月曜日 月額千円(6ヶ月分前納)

場所 神奈川朝鮮問題研究会・事務局
神奈川県川崎市川崎区池上町5-8

光山荘山田方

TEL 044-277-3632

・ ウリマルを学ぼう ・

ウリマルを学習することによって民族の主体性をより強固に構築しようと、川崎在日同胞の人権を守る会を中心に、韓国語講座が開かれています。

同胞のみなさん気がるに参加して下さい

毎週土曜日 午後8時から

場所 在日大韓基督教川崎教会

問合せ先

上記の場所 TEL 044-288-2930

あるいは RAIK 03-203-7575

在日韓国人の 地域実践活動報告

川崎
在日同胞の人権を守る会
発足から1年半が過ぎて

朴 世 一
(バク セイ リ)

(1) 再びしつこく何故地域か

私達が3年半の日立闘争の中で見えてきた地平というのは、日本帝国主義による戦前から一環して未だ変らぬ差別と同化、それに対し何も感じ得ない極平均的な日本民衆によって、どれ程在日同胞の人間性や家庭が破壊され、民族的にも人間的にも生きていくことを困難にしてきたかということであり、この責任は日本社会にあるのだということは、もちろんであるが、それ以前の問題として我々朝鮮人側が何故今まで諸々の差別に対して具体的に闘ってこなかったのかということである。

現在、いくつかの民族運動をしている団体があるが、それらはすべて、同胞大衆から離れたところで、イデオロギーに捕われ本国の民主化、祖国の統一という民族的大名目のもとに、同胞大衆から離れた位置で運動をしているのである。確かに本国の民主化・祖国統一は、我々全民族的な大きな願いである。しかし、それがあまりに絶対的立前となっているが為に、余計に在日朝鮮人の持っている問題性が見えなくなってしまっているのではないだろうか。

私は常々いくつかの民族団体について疑問を持っている。というのは、在日同胞大衆が差別と同化によって非人間化をよぎなくされているこの状況において、民族的主体性を持ち、人間らしく生き、我民族の歴史に積極的に参与しうるところの在日朝鮮人の解放なくして、何故本国の問題を運動の中心に据えているのだろうか、ということである。祖国が統一されれば自然に在日朝鮮人の問題も解消すると思っているのだろうか……………

もしそのように考えているとすれば、政治的に厳しさを増しつつある本国とアジアの状況において、祖国統一がより困難になっている現在、在日朝鮮人の問題は祖国統一まで何も手をつけられず、そのまま同化へと進んでしまい、より厳しい重荷を背負わなければならなくなるであろう。またそのような運動が真に本国の民衆の解放運動にとって、デメリットよりメリットの方が多いのかという疑問もある。

また運動をしていく者自身、在日朝鮮人が本国の民主化とか、祖国統一とかを前面に持ってきて運動をしていく場合、どうしても運動と自分自身の生き様、及び生活の場が具体的に結びついてこないで、混沌とした、すっきりしない状態が続くのではないだろうか。それは、日本政府及び、日本社会に対し、告発するということに留まり、同化されつつある在日同胞大衆の生き方、生活を変えるまでには至っていないのである。

私が思うに本国の民衆と真に連帯するということは、在日朝鮮人の置かれている問題に対して固執し、すべての同胞大衆が同化と差別の厳しい現実に対して、どう民族的主体性を回復し、朝鮮人・韓国人として胸を張り、在日同胞の置かれている現実に関わっていく同胞をひとりひとり殖やしていくことではないだろうか。

在日同胞にあって、同化と差別により本名を隠したり、本国の状況を見るにつけ、また本国においても日本帝国主義の長い植民地支配の為、朝鮮人自身の民族性が劣っていると思い込み、諦めてしまい、自らを奴隷化して

しまっている。この精神的奴隷化、またこれによって及ぼされる政治的・経済的奴隷化こそ、我々民族の最大の敵であり、これを克服することこそ、我々の第1の目標とせねばならない。

日本の大企業のひとつである日立が、日本では在日朝鮮人を差別し、一方韓国においては経済侵略をし、そのことによって在日朝鮮人及び本国の敵が、精神的にも経済的にも同一のものとして浮き彫りにされたのである。その最も象徴的なものとして、KSCF（韓国キリスト教学生会総連盟）の反日救国闘争宣言の中で、具体的に日立の民族差別を糾弾し、また韓国日報において日立裁判の勝利は「朴君の告発精神であり、それこそ民族全体にとって最も必要なものである。」と書いたし、東亜日報では、「民族の貴重な教訓」であるにとらえたのである。このことから在日朝鮮人の持っている問題の質、及び共通の敵は、単に在日朝鮮人固有のものでなく、全民族にとって普遍的なものであることが確認された。

ダラダラと述べてきたが、以上のことから在日朝鮮人ということに固執し、生活の場（地域）という視点を持ち、具体的なひとりひとりの人間を問題にし、同化と差別に対し共に闘い、共に学び、共に民族の歴史に主体的にかかわっていく仲間を作ることこそが、実は最も我々が在日朝鮮人に必要なものであり、そのことが日本社会の差別性及び差別そのものを打ち破り、本国において民主化・祖国統一を自らの足場で担うということである。そしてこのことこそが本国における真の連帯であり、最も強力的連帯であると確信する。

また地域という所に固執するが故に、身近な具体的問題に固執するが故に、祖国では困難な統一的状況を在日という場で作り出す可能性が出てくるということを含めて、我々は闘争の場を地域に設定し、そこで在日同胞の持っている具体的な問題（就職差別・行政による差別・教育による差別）に対し、我々朝鮮人側の力量がプラスになる形で運動を進めていった。また我々が民族の主体性を勝ち取

るためには、抽象的に歴史や文化を知るのではなく、自分自身の生き様を問題にし、この地域での生活または活動することによって獲得されるのだということが明らかになったのである。

(2) 1年半の模索の中から

1月18日に在日同胞の人権を守る会の新年会を含め、全体集会が会員30名の出席によって持たれ、前年会長の朴鐘碩の司会によって始まり、最初に在日同胞の人権を守る会のイメージについて話され、組織の規定が今まではっきりしなかったが、ここに新しく、民族運動としての地域活動に参加している桜本保育園の保母を始め、桜本学園の教師・川崎教会教会員および青年会員、それと地域で共に闘う同胞を含めてこの会が成立することを確認した。これによって地域に有機性を持った幅広い、より強力的な闘争が可能になった。

この日のプログラムは、日立闘争のスライドから始まり、韓国語・地域活動・桜本学園桜本保育園・児童手当・市営住宅入居獲得闘争の各々の総括がなされ、第1回目の役員改選が行なわれた。そして全体の総括および今後の運動方針を明らかにする為、宣言文および綱領が提出され、またこの綱領を具体的に運動に反映させる為、週単位のプログラムが決定された。簡単ではあるが、その目的とプログラムの内容について紹介します。

第1に運動に関わっている者自身が、活動しなければならない立前と、毎日の運動の忙しさによって、しんどさしか残らないという我々個々人の問題意識の質と、思想性の弱さを解決せねばならないということから、それらを解消する為に、また自らの民族性を確立する他に韓国語教室の充実と読書会の設置。第2に孤立し、分散している我々同胞の現状に対し、交流の場を保障し、且つその場で問題意識の共有化を図る為、同胞だけの話し合いの場を設定すること。第3に地域に根ざし同胞の現実学びながら、具体的に地域同胞の解放を勝ち取る為に、桜本保育園と桜本学園の充実・発展、そして児童手当のような在

日同胞の諸権利獲得の為に努力することである。

韓国語教室に関しては、毎週土曜日夜6時から8時まで初級・中級・上級と3クラスに分れ、皆この時間だけはまじめな顔になる。というのも、地域に住んでまた入って運動する者にとって、ただ単に民族の主体性を獲得するだけではなく、ウリマルができなければハラボジやハルモニと話ができず、日本語でしか対話できない地域運動の限界性が、いやという程、味わわれているからである。

読書会は、隔週日曜日の夜6時からその時々によって早くても8時、遅くなると11時頃になってしまう。この時間は、我々自身の思想性を高め、問題意識の共有化を目的としている。現在は、日立闘争をきっちり総括しようということで、鐘碩のおいたちから民族の既成団体の日立闘争に対する対応および囲む会韓国人部会への批判などを分析し、我々の闘争の正しかったことを再認識し、今後の運動に役立てている。これからの読書会で作家や運動家を招いての講演会も予定している。

同胞だけの交流の場を設定するということで、毎週土曜日夜8時から10時頃まで、運動に関わっている者すべてがここに集まり、個々人の考え方や、個人の持っているなやみなど話している。現在は、おいたちを語ってもらっている。アボジ・オモニがいつ頃どのように日本に渡ってきたのかということから始まり、学校でいじめられたこと、家庭内のこと、民族的に目覚めはじめた頃のこと、そして運動に関わってくるまでのことなどである。この時間は皆真剣で、あいつにはあんな苦勞があったのかとか、オレも同じような目に会ったとかいう話から、また朝鮮人に生まれたことを否定的にしか見られない子供を、どうしたら肯定的に見れるようになるのかということ等を皆の経験から分析し、具体的な方法を模索している。

水曜日の夜10時から、地域に住む同胞と日本人と共同で、この地域（在日同胞が6割を占めている池上町）での話し合いが持たれこの地域での運動の可能性とか、また地域に

おいて日本人と共闘するとは、どのようなことなのかということを探索しながら、具体的なこの地域でのひとりひとりの子供について話し合われ対策をねっている。現在我々の持っている悩みは、毎日勉強を教えている中学3年生が進学していく時に、子供とオレ達の間をどうつなげていくかということと、中学の番長グループとどのように関係を作っていくかということである。また非行化の問題も大きく、つくづく我々の運動の弱さを感じているところである。

（川崎・在日同胞の人権を守る会事務局長）

尼崎市との交渉再開 —第二期民族差別 撤廃闘争開始—

崔 昌 寿
(チエ チヤン ス)

■とぎれていた対市交渉

去る1月30日、尼崎市中央公民館において、昨年6月の第5回交渉より途絶していた対市交渉が約7ヶ月ぶりにもたれた。

われわれ兵庫民闘連は昨年5月、市当局が決定した在日韓国人・朝鮮人に対する児童手当（1人1,500円、1年以上市内に居住している者）は、日本人への支給（1人4,000円）にくらべ明かに差別支給であり、市当局の行為は差別の拡大再生産につながるものであることを強く指適した。徹夜にわたる交渉の結果、市当局は実態的差別をなしたことを認め、日本人と同等の支給が実現するよう9月議会に提案することを約した。この交渉が民闘連の全国的な連帯と闘いへの盛り上がりの中で勝ち得たことは、実に意義深いものであった。

児童手当の獲得が完全勝利した10月、児童手当の説明会を当局の職員を呼んで、尼崎市内の守部（現、南武庫荘）地区、小中島地で実施するに至った。

こうして、児童手当をはじめとして公営住宅入居資格、老人のバス、入浴料無料などの一連の日本人との間に差別されていた諸権利を獲得するに至った。

しかし、これで行政との民族差別撤廃闘争が終ったのでもなく、また終えることもできない。

昨年10月以降、市との事前交渉においてわれわれは局長以上の出席を求め、民族差別撤廃にむけた行政の基本方針を強く要求した。しかしながら約半年間にわたって交渉は持たれずじまいであった。その間、われわれはただ手をこまねいていたばかりでなく、交渉再会を求め抗議文をたずさえ市当局に強く抗議したこともあった。一時期は、尼崎市長の辞任劇もあり予断を許さぬ状況に陥ったこともあった。市当局の一方的態度に対し、われわれも腹をすえた交渉体制をとり、紆余曲折がありながらも交渉にこぎつけることができたのである。

■ 民間連との継続交渉を確認

1月30日の交渉には市側から企画調整局長 木和田武司局長、同石原潜部長ら7人が出席した。

交渉の冒頭に兵庫民間連が昨年10月17日に提出した、行政の基本姿勢、局長以上の出席を求めた要請文（ニュース6号に全文掲載）に対し、石原部長が市当局の回答文を読みあげた。この市当局の回答はすでに昨年の11月10日付で兵庫民間連に送付されたものである。（ニュース6号に全文掲載）この回答では、①市の基本姿勢は1974年以降述べてきた通りである。②在日韓国人・朝鮮人に対する行政については意を用い、具体的な問題については、慎重に検討して対応する。③したがって交渉要請については必要ない、というもので、行政当局のやり方をだまっていっているという傲慢なものであった。交渉はこの三点にしばってなされた。われわれ兵庫民間連の追及に対し市当局者は、「在日韓国人・朝鮮人問題は、当方の一人一人が勉強していかななくてはならない時期であると思う、

したがって交渉については一段落ついたので応じられない。」とし、参加者の憤激をかった。さらにわれわれは、市の基本姿勢は何等明確に示されていないばかりか、児童手当の支給に関し、日本人との格差をつけた差別的な児童手当を実施しようとした先例がある。また、在日韓国人・朝鮮人に対する行政については意を用いるとあるが、現実には起きているさまざまな民族差別に対し、具体的にはどのように取り組むのかと追及し、現実には今まで交渉を継続して来た「民間連」との話し合いをさらに継続することを求めた。

これに対し市側は内部協議を重ね、尼崎市企画調整局長 木和田猛の名で以下のような付加回答を示した。

「昭和51年1月30日確認した事項は次の通りです。民族差別の実態については今後とも認識を深め具体的な問題については今後とも貴協議会と話し合ってまいりたい。」

■ 第二期民族差別撤廃闘争

この日示された回答の意味は非常に大きいものである。今までなされてきた児童手当の権利獲得闘争を第一期の民族差別撤廃闘争とするならば、この日の交渉以降の闘争は全国の行政闘争のなかでもはじめての試みである第二期民族差別撤廃闘争の開始ともいえる。

すなわちこの回答を踏まえた上で、われわれは、尼崎市当局に対し、民族問題に関する総合担当部局の設置要求、尼崎市と兵庫民間連双方の話し合いによって、民族差別撤廃に関する行政の基本方針の樹立等、行政による民族差別撤廃の根本を突いていく地平が見えてきたからである。

（兵庫民間連、尼崎在日同胞の人権を守る会）

〔資料〕

尼崎市長 篠田隆義 殿

1976年1月30日
民族差別と闘う兵庫連 総協議会
代表 洪 永 其

民族差別行政撤廃についての要求書

1974年10月以来貴市当局に対して、民族差別、とりわけ在日韓国人・朝鮮人についての差別撤廃を求めて、わたくしたち民族差別と闘う兵庫連絡協議会（略称・兵庫民闘連）は公営住宅入居権、児童手当支給等について再三交渉を重ねてきました。

その結果、市当局も民族差別の実態を認められ、日本人と同等の取扱いに是正されました。その点は高く評価するものであります。

しかしながら、たんなる個別の福祉諸政策を改善するだけでは、戦前・戦後を通じての在日韓国人・朝鮮人に対する同化と排外の抑圧政策と、それに呼応する日本人の根深い差別意識のなかにあっては、“朝鮮人差別”をなくすことはできません。

在日韓国人・朝鮮人に対する生活上の不利益を撤廃し、対等なる外国人として尊重され民族主体性が高められるような諸政策が樹立

されるとともに、日本社会の差別意識を払拭されるためには、行政自らが従来から放置してきた差別行政を改め、民族差別撤廃の行政の基本方針を確立し、具体的な諸政策を推進される必要があります。

そのため下記の点を要求します。

記

1. 民族問題に関する市行政の総合担当部局を設置されること。
2. 民族差別撤廃に関する行政の基本方針の樹立については、双方との話し合いによってつみあげられること。
3. 民族差別の実態に関する調査ならびに市民への民族問題の自覚を促がす施策を講ぜられること。

なお上記要求については、話し合いの場で回答されたい。

以上

労働省・労研

糾弾交渉経過報告

労務行政研究所

「おわびと訂正」を掲載

昨年7月以来関東民闘連は、在日韓国人・朝鮮人に対する就職差別助長の記事を掲載した労務行政研究所及び監督官庁である労働省に対して、糾弾交渉を持ち続けて来た。労務行政研究所の発行する「労政時報」は週刊で1万5千部を発行し、労務管理誌としては企業に対し大きな影響力をもった専門誌である。

半年以上にわたる民闘連との交渉のなかで労務行政研究所は自己の誤ちを認めつつも、

今まで「謹告」と題した“記事の取り消し”を自社の発行する誌上のかたすみに掲載したのみであった。労務行政研究所の果たした役割と影響は、在日韓国人・朝鮮人にとってはまさに“殺人宣言”に等しいものであり、その社会的責任は極めて重大である。

以下に掲載した文は、「労政時報」第2302号、（1976. 2. 6発行）に2頁にわたって掲載されたものである。この「おわびと訂正」文を労務行政研究所が自主的に掲載するまでに、何と、半年以上の月日が費やされたのである。

現在、労務行政研究所、労働省双方に対する関東民闘連との交渉は継続されてはいるものの、大きな進展を見せてはいない。労務行

政研究所は、自らの行為の誤りを認めつつ反省しながらも企業防衛から一步も出ることができず、民闘連の追及をかわそうとしている。一方、労働省は一切の社会的責任は労務行政研究所にありとしている。

この「おわびと訂正」には、労働省の意向と見解が色濃く反映されているものと考えられるが、内容はきわめて当然なことである。この当然なことを認識しえていなかった労務行政研究所、当然のあるべき指導をなしてこなかった労働省、この双方が持っている差別体質は一朝一夕のもので変るとは考えられない。ましてやこの一文で、彼らの社会的責任が果たされるものでは決してない。

本誌差別記事に関するおわびと訂正
— 第2256号相談室「外国人の採用
拒否は違法か」について —

本誌では先に、第2256号(50.2.14発行)の本欄で、標記の相談記事を掲載し「国籍を理由として外国人の採用を拒否しても違法ではない」旨回答いたしました。これに対して、昨50年7月下旬、民族差別と闘う関東連絡協議会(代表者:李仁夏、佐藤勝己両氏。略称民闘連)から、「この回答には重大な誤りがある。在日朝鮮人・韓国人に対する就職差別を是認し、さらにこれを拡大再生産するものである。」旨の抗議がありました。

当研究所においては、その後、数次にわたる民闘連との話し合いを経て同回答内容を再検討いたしました結果、同記事は、在日朝鮮人・韓国人問題に対する認識を全く欠いていた結果生み出された差別記事であったことを認めその過ちを深く反省するとともに、ご迷惑をおかけした在日朝鮮人・韓国人をはじめ関係各位に対して、心からおわび申し上げます。

以下、同記事の掲載に当たって配慮に欠けていた点、および誤りであった点について反省、検討を加え、外国人なканずく在日朝鮮人・韓国人の採用問題について、ここに改め

て見解を申し述べますので、読者各位におかれましても、この問題について深いご理解を賜われますよう、改めてお願い申し上げます。

まず、第一に、配慮を欠いた点として在日朝鮮人・韓国人の現状についての認識が欠落していたことおよびその問題について無知・無関心であったこととあります。現在、わが国において就職することができる外国人といえ、圧倒的多数が在日朝鮮人・韓国人であります。そして、わが国社会が、在日朝鮮人・韓国人に対して、就職、結婚その他社会生活の場面でいろいろな形の差別を加え、その人間性を破壊して悲惨な境遇にさえ追いやっていく事実も枚挙にいとまがありません。

こうした現状認識に立つとき、本誌のこの記事がまさに在日朝鮮人・韓国人に対する就職差別を容認・助長する重大な過失を犯していることを痛感するとともに、さらに、当研究所編集部が従来、在日朝鮮人・韓国人に対する差別問題に対し、無知・無関心であったこと、そのことがそもそも差別の温床であり差別そのものであることを卒直に認め、ここに深く反省するものであります。そして、今後再び同じ過ちをおかさないことをここに誓うものであります。読者各位におかれましても、これらのことについて十分なご理解を賜われますようお願い申し上げます次第であります。

つぎに、問題になった回答の誤りであった点については、以下のとおりであり、ついで後述のとおり訂正いたします。

同記事の回答内容は、採用後の思想・信条による解雇に相当する事案である三菱樹脂事件に対する最高裁判決を十分検討しないで、外国人の採用時の問題に当てはめたこと、国籍を理由に採用拒否しても一般的に民法第90条(公序良俗)に違反しないと判断したこと、また、合理的な採用選考のあり方について職業安定法等からの検討が行われていなかったこと、等の誤りをおかしていました。このため結論において、一般的に国籍を理由として採用を拒否しても違法性はないとしたことは誤りでありました。

以下に、再度外国人の採用問題に対する見解を述べ、前回の回答を訂正する次第であります。周知のとおり、職業安定法は憲法第14条の規定を受けて、就職の場における均等待遇を次のように規定しています。すなわち職業安定法第3条は、「何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業労働組合の組合員であること等を理由として職業紹介、職業指導等について、差別的取扱いを受けることがない。（以下略）」と規定しています。

もとよりこの規定は、職業紹介、職業指導等を行なう職業安定機関に対して、同条に列挙してある国籍等を理由として差別的取り扱いをしてはならないと規定しているものと解され、一般民間企業に対して直接的に適用されるものではありません。

しかしながら、民間企業における採用選考においても、一般に人種、国籍等を基準とすることは合理的とは考えられず、このような観点に立つて行政指導が行なわれているところであります。

したがって、民間企業においても、労働者の雇い入れに当たっては、職業安定法第3条の精神ならびに行政指導の線に沿って公正な採用を行なうことが合理的であり、かつ、望ましい採用のあり方だと思われまふ。

このような視点に立つとき、外国人である

が故に採用を拒否することは、厳に慎しむべきであるといえます。しかしながら、現実をみますと、さる49年6月の横浜地裁判決（日立製作所事件）でも指摘されているように、わが国企業とくに大企業において、外国人なかんずく在日朝鮮人・韓国人に対する就職差別がなお存在することは事実であり、それは単に国籍という応募者の属性の相違のみによって差別されているものと判断されます。このような、労働能力と関係のない事由で採用、選考を行うことによって、多くの在日朝鮮人・韓国人が能力発揮と生活の場を閉ざされている事実を考えると、また、今日までの日本と朝鮮との間の歴史的・社会的背景を考えると、なおいっそう在日朝鮮人・韓国人に対して、国籍を理由として差別することは絶対に許されるべきものではないと考えまふ。

以上のとおり、本誌第2256号の当該記事については、重大な誤りをおかしておりましたことを改めて深くおわびし、訂正するとともに、採用管理上、万一誤った措置や差別的な措置がとられている場合は、直ちにこれを改善されるよう、切にお願い申し上げます。

読者並に関係者各位

労務行政研究所

原稿募集

民間連ニユースの編集部では、各運動体、読者から広く原稿を募集しています。さまざまな形態をとりつつ、民族差別は広範囲に存在しています。こうした民族差別の現実をどれだけ深く認識し、それへの関心をいかに持続しうるか、そして、在日韓国人、日本人の立場からどう取り組むかが模索され続けられなければなりません。

連載論壇への反論、同調、あるいはエッセー、評論、あるいはまた各運動体のアピール等遠慮なくどしどし送って下さい。

在日韓国人問題に関する質問も歓迎します。統計的なもの、資料の照会等、できるだけ期待にそいたいと思います。

● 運動体からのアピール ●

樺太抑留韓国人に希望の明日を

— 苦難の歴史と絶望の今日 —

サハリン抑留韓国人帰還請求裁判実行委員会

サハリン豊原市 父 安次景より
釜山 息子 安炳元・昌元へ
息子よ (中略)

故郷を離れて30年の星霜、寂しい北の端のこの地で、我が一生を送ると思えば虚しいあの当時(徴用)幼いお前たち6人兄弟を脆弱いお前たちの母に托して、日帝強制労働者の一員として、いくらかの金銭を貯めようといろいろ苦勞をしてみたが、苦しみは長かった。

待ちかねた祖国の解放で、やっとなつかしいお前たち母子と、私の兄弟たちに会えるかと思って、指折数える毎日だったのに、今日のこのありさま、……なんてことなんだろう。これも自分の運命とあきらめてしまえば、それまでのことなのかも知れない。

しかし、この地上最高の文明を誇る時代に、なんで親子・兄弟・夫婦が心を外にして、はなればなれに住まなければならないのだろうか……。なんで私たちばかりがこのように逢うことができない長びきの中に過さなければならないのだろうか。運命としたり悲惨すぎてどうしたらいいのかわかりません。

人道的とか、人権尊重とか、洋の東西を問わず語られています、それは美辞麗句だけのものなのではないでしょうか？ 私たちの身の上で本物の人権尊重がくるのはいつなのでしょう。実現と解決だけを心待ちにしているんで

す。

この老父もう70才、これからは労働も不可能になってきています。

私の生涯で、お前たち親子との相逢(再会)を約束することはできないが、息子たちよ、この老いぼれの父を忘れないでくれ、そして父と一緒にいる数多くの同胞たちのことも(後略)

■ 樺太抑留韓国人問題と取り組みの経緯

新聞でご存知の万も多いと思うが、現在樺太(サハリン、旧カラフト)には6・7万人の朝鮮民族系住民がおり、そのうち約4万人は第二次大戦中日本の戦争政策によりそこに強制連行され、置きざりにされてきた人々である。上掲の手紙はその望郷の思いを何よりもよく語っている。彼らは日本による朝鮮半島の植民地収奪によって生活に困った農民たちで、出稼ぎに、或いは面に課せられた割当を充たす為に、或いは歩いている処をトラックで連れさられ、サハリンの軍事基地、釧山に労働者として送られた。原告の一人李徳林さんの場合、「1943年に令状がきて面方に出頭せよとあった。本人は行きたくなくて防空壕にかくれたが、面の徴用令に従わないと警察が来るのでしかたなく郡方に行って長男だからと言った。だが、班長が最初に行かなければならないと言われた。当時李さんは

愛国班長をしていた。強制的な徴用であって給料の話などなかった。6ヶ月たったら帰す約束で、行き先は不明だった。」(家族の話)というものだった。

現在サハリンに居る朝鮮民族系住民のうち65%が朝鮮民主主義人民共和国(以下共和国と略)、25%がソ連籍、10%が無国籍と言われている。無国籍という身分は非常に無権利な情態である。自分の定められた居住区以外には出られないし、子供を大学にやることも恩給や年金を受けることもできないのである。この様な情態にあえて固執するのは、彼らのほとんどが朝鮮半島南部(現在の韓国、以下韓国と略)の出身者であり、周知の様にソ連も共和国も韓国とは国交がないので、それらの国籍を取得することは帰国を断念することになるからである。彼らの多くは既に高齢に達しており、一目家族に会いたい、骨を故郷にうめたいという気持を支えとして生きてきたのである。しかし生き別れの悲しみからともすれば絶望に走り、アル中になる人も多く、自殺する人が跡を絶たない。

1945年8月15日時点で韓国人はサハリンに約4万3千人居た。「日本帝国臣民」として強制連行された結果である。だが引揚が実施された時に彼らは「外国人」として乗船を拒否されたのだ。日本人43万人が次々と帰っていくのを涙を飲んで見送るしかなかった。日本政府はその後日本人のみを引揚させる立場を変えず、わずかに1957~9年の間に日本人妻の同伴者として2,200人(日本人妻を含む)が日本に帰えることを許されたにすぎない。その後は日本人妻の身元が確認された人達がボツボツと日本に帰ってくるだけである。この様な引揚差別に対してユジノサハリンスクでは3日間に渡る座りこみストが千人の韓国人によっておこなわれている。妻と共に日本に渡ってきた韓国人もサハリンに抑留されている同胞の帰還を誓い、日本到着後すぐ座りこみデモをおこない、また1958年には「樺太抑留帰還韓国人会」を結成し、政府に陳情や嘆願など働きかけてきた。しかし共働き、肉体労働で生活は苦し

く、日本政府を動かすまでには致らなかった。だが、18年間運動の火を絶やさずに来た努力は徐々に韓国人・日本人の中に理解者を見いだしてきた。去年これらの協力者が集まりこのままではラチがあかないと5月から当実行委を結成して準備を進め、7月には弁護団結成、12月1日には訴状を提出するまでに到った。その一方では議員を通じて国会での政府追求をおこない、知識人やマスコミにも働きかけ、運動を広げていっている。

サハリン抑留韓国人の問題に関する関係国の公式見解は次の様なものである。

日本：今年の1月22日の国会答弁で政府は、

①従来の「費用は韓国側が負担、全員韓国に引揚(日本は通過だけ)」の線にはこだわらない。

②在サハリン韓国人はサンフランシスコ条約(以下サ条約と略)によって日本国籍を喪失した。

③道義上の責任から人道的に対処していく。

との態度を示した。日本に居住したい者にはそれを認めるという点では確かに一步前進ではあるが、政府の真意は12月26日の外務省北東アジア課の遠藤課長との会談で明らかにされている。入国ビザを申請させてその上で入国を許可するかを政府が判断し、結局は「どうなってもわずか数人」におさえようとしているのである。この様な姿勢は日本政府の責任を全く無視するものであり、我々は帰還希望者全員(確認されているだけで7千名近い)の無条件引揚を実現させる為に更に追求していかなければならない。

ソ連：韓国と国交のないソ連は現在「韓国人」がサハリンに居ることは認めないが、「邦人」の帰国問題として日本が入国を許可するのなら出国を許可するという立場をとっている。

韓国：韓国政府は、費用は日本が負担し、日本に居住したい者には居住権を与えるべき

で、韓国に帰りたい者は韓国で全員引き受けると言っている。

韓国国内ではサハリン抑留韓国人の留守家族が50万人居ると言われており、「樺太抑留僑胞帰還促進会」が組織されている。当実行委とも去年から連を持ち協力して帰還を実現させようと活動している。

■訴状提起の意味 ― 日本の戦争責任

この様な状況の中で我々は訴状を提出した。帰還をしるる日本政府に対し帰還を実現させる為の力として、また日本の戦争責任を追求していく公の場として法廷闘争を選んだのだ。これは強力な武器でもあるが限界もある。第一に時間の問題である。サハリン抑留韓国人はもう高齢で、裁判が長びけば勝つには勝ったが、帰る人が誰もいなくなってしまったという事になりかねない。いや、それこそ日本政府の狙いである。我々は裁判に勝つのを待ってはられない。裁判を一つの契機として内外の世論を喚起し、関係国を動かして1日も早く帰還を実現させなければならない。もう一つは、裁判の内容だが、我々は委任状を送ってもらうことによって訴状が受理されないという最悪の事態だけは避けられた。だが強制連行の違法性を正面から取り上げるのは断念せざるを得なかった。当時の法律自体が侵略者によって制定されたものであるし、法律を問題にすると植民地支配全体の問題を取りあげることができたのである。我々は韓国人がサハリンに居住する様になった「事情」として日本による朝鮮半島の植民地支配の犯罪性を明らかにしていくが、訴状では逆に法的にはサハリン抑留韓国人が日本国籍を有していると考えられることを利用し、彼らを放置している日本政府の責任をただすことにした。前述の様に政府自身もサ条約までは日本の国籍を有していることを認めている。とすれば日本人引揚の時に彼らを拒否する理由はなかった筈である。日本政府はこの引揚は米ソ引揚協定によるもので日本政府は口を出せなかったと言っているが、協定では引揚の対象は日本人捕虜と一般日本人となっており、

日本政府の主張はなりたない。また政府がサハリン抑留韓国人がサ条約で日本国籍を喪失したと主張するならば、当事者に何の相談もなく国籍を剥脱することの是非を問い、そもそも彼らが1960年に日本国籍をおしつけられたこと自体が彼らの意志の無視であり世界人権宣言にうたわれている様に国籍選択の権利は基本的人権の一つではないのかと追求してゆく考えである。

サハリン抑留韓国人の帰還問題は、一般国際法では扱いきれない、世界に全く例のない難民・離散家族問題である。複雑な国際情勢の基に関係各国の思惑がからむ中、政治紛争にまきこまれやすい問題である。我々はこの運動が政治的利害にふりまわされない様に全ての人に人道的問題として訴え、何よりもまず帰還が実現する様に支援をお願いする。だが、一日本人として思うのだが、こと日本人に関する限り、これは単なる人道的問題として第三者的に見るわけにはいかない。サハリン抑留韓国人の現実の問題の根源は日本の歩んできた脱亜入欧的近代化の歴史の中にある。自国の利益の為ならば、他国にどれだけ犠牲を強いようとも当たり前だという考えが、当時世界でも類を見ない徹底した植民地政策を平気でおこなわしめた。そしてそれを悪いとも思わない、事実を知ろうともしない現代の日本人をつくりあげてきたのである。この運動は日本人にとっては自分の背おっている日本の歴史を一人一人が問い直していくものでなければならない。

■御協力をお願い

我々の今までにやってきたことは残念ながら最低限のことではなかった。人手不足と金不足の為事務局が本当にさし迫らないとなかなか動けないのである。第一回公判を2月20日に開き、裁判も本格的になってきた現在、我々は心ある人々の支援を切に要望する。個人参加という形で、運動の主旨に賛成して下さる方ならば立場を問わず大歓迎である。具体的には「サハリン裁判支援の会」(仮称)に加入してもらい、その会員(一般会員、月

2000円・特別賛助会員月2,000円)で、最低限裁判費用を保証していきたい考えである。会員の方には実行委ニュースなどで状況をお知らせし、集会や公判の時にはできるだけ参加して下さることを願う。もちろん事務局を直接助けて頂くことができればこれ程嬉しいことはない。サハリン抑留韓国人

の即時帰還を目指して皆様からの連絡をお待ちしております。

(文責 西沢)

〒101 千代田区内神田 1-17-1

鈴木ビル2F 293-8606

サハリン抑留韓国人帰還請求裁判実行委員会

●論文紹介

経験と自己回復

鄭 大 均

(チヨン テ ギョン)

I はじめに

私達が＜アイデンティティ＞(註I)の感覚に至ることができるのは、「自分が何者であるか」の自己定義と、「自分は社会にどのように関わっていかうとするのか」というリアルな問題が、自我によって統合された時である。＜自己統合性＞と＜相互性＞の確立の二つの要素からなるアイデンティティの感覚は、とりわけ青年期の課題である。青年は、生活周期(ライフ・サイクル)の前段階で培われてきた＜技能＞や＜意識＞を、具体的な仕事や結婚といった問題にどのように結びつけるか、という事態に直面しなければならない。

ところで＜アイデンティティ＞という言葉が、状況語として用いられていることは、裏をかえせば、現代日本社会において、＜アイデンティティ＞の感覚がつかみにくくなっている状況をうきぼりにしている。急激な社会変動と共にもたらされた高度産業社会において、青年は現実と内的にも外的にも対話ができなくなっている。＜疎外＞という言葉はこの心理-社会的状況を最も適格に表現するもので、＜疎外＞は、青年が、日常性をふりか

えてみた時、何かしら、本来あるべき自己の姿から遠ざかってしまったことを感じさせるもとにある作用である。しかし、「日常性に埋没し」「しらけ」た自己を規定する疎外の実態を把握したり、疎外を乗り越えるために、何にどのように働きかけたらよいのかをつかむことは容易なことではない。しかし逆に、私達は＜自己統合性＞と＜相互性＞の感覚から遠ざけられればされる程、＜アイデンティティ＞の感覚を求める。

在日朝鮮人青年の＜アイデンティティ＞への模索の出発点は、第一に、日本人をも在日朝鮮人をも包摂している現代日本社会の疎外状況＝社会支配の心理-社会的メカニズムをみつめるところから始まる。一般的に言って高度産業社会における＜疎外＞のメカニズムの生成プロセスは、人間の根源から疎外することに始まり、その疎外を「正常」化すると同時に、人間は社会支配のメカニズムの中に包摂されてしまう。このことをレインは「二重の疎外」と呼んでいる。私達は、いわば、疎外されていることから、さらに疎外される。そしてこの「二重疎外」は、私と他者の経験の共有化を困難にさせてしまう。

我々は、関係の不在と、従って経からの疎外という現実から出発せざるを得ない。経験からの疎外が「正常」の秩序と見なされる世界においては、他者との間に織りなされる行動は、自己と他者双方の経験を荒廃させる。経験からの疎外は、自己の稀薄化と自我の肥大のワン・セットアイデンティティの拡散、喪失として個人に表象される。典型的には、大都市の生活において、人は「親密な他者」を喪失したために自己を見失ってしまい、その空虚な自己に同じく空虚な他者を密輸入して、その他者を私自身であると見なす。人々は、他者の中に自己を認めず、自己の中にも他者を認めることなく、レインの言う「二重の不在」が生じる。

(註2)

第二の出発点は、在日朝鮮人青年に特殊な疎外状況＝民族差別の心理－社会的メカニズムをみつめることから始まる。それは従来の在日朝鮮人差別論の定式である。差別の一機構、装置の側面＝差別構造を解明し、差別構造によって規定される＜偏見＞を説明しようとするものではない。この定式がもっている欠点は、例えば、在日朝鮮人青年の次のような心理－社会的メカニズムを説明しえない。

①被差別者の＜内面的世界＞は、差別構造によって大きな規定性をうけるとしても、差別構造のみによって規定されるものではない点（内面支配の重複決定性）②差別構造という容体世界が、個人によって主観的意識に再変容された時、＜差別＞そのものが相対化される点（心理的現実）③人間は、単に防衛的・受動的的存在ではなく、差別に働らきかけ積極的な自己統合性と相互性を模索する可能性がある点（自己回復性）④差別が個人の人生周期でもつ意味、第二に全生活史のプロセスにおける意味を問うこと、又、差別と同時代の歴史の直接の文脈の中で、又、長期的歴史プロセスの中でみるという点（全体性）

従来の差別論にみられる以上の欠点は、具

体的に次のような在日朝鮮人問題を捨象してきた。①在日朝鮮人が、日本社会で生活することを余儀なくされている結果、例えば二世青年の意識が、「日本的なもの」と「朝鮮的なもの」との間で、どのように揺れ動いているか。このことを明らかにするための一方法として、在日朝鮮人の内面支配のメカニズムを機能性・志向性・共同性・象徴性のレベルに分けて考察することが考えられる。

②朝鮮人でありながら、＜朝鮮人問題＞には全く無関心だという青年の問題を、在日朝鮮人総体の矛盾や葛藤を解く鍵として共有する可能性。③在日朝鮮人にとって自己回復の作業は、＜否定的アイデンティティ＞から＜積極的アイデンティティ＞への歩みを始める日常性の、又、人生周期レベルにおける変革の試行である。在日朝鮮人社会に、不断に自己検証を試行し、新たな自己統合性と相互性を築きあげる精神的風土を定着させる可能性。このことは、在日朝鮮人社会の、もしくは、在日朝鮮人と日本人間の展望をもたらしている。④在日朝鮮人子弟が、例えば、日本学校、もしくは、民族学校において形成された＜内面の世界＞が人生周期や生活史においてもつ意味。又、被差別体験を、例えば、私達の子供達にどのように伝えていったらよいのかという点。

差別の定義に関しては、A・メンミの理論的考察（A・メンミ「差別の構造」）を参照することを勧める。在日朝鮮人が、朝鮮人であるということによって受ける差別は、二重の否定のプロセスを通して、第一に、朝鮮人に対する否定的な烙印がはりつけられ、制度的かつ個人的レベルの差別を加え、第二に、被差別のプロセスで形成された集団の行動が客観的属性として仕立てられ、＜無効＞の責任が集団自体に帰せられる。しかし、この場合、朝鮮人にとって耐え難いのは、たとえば日本学校の中で「平等」の名において暴力のまかり通るその両義性である。こうして疎外された子供達は、①否定的アイデンティティを引き受けて、与えられた邪悪のイメージそのものになりきるか、②自己のアイデンテ

ィティを明け渡し、「他者」に自己を似せる達成不可能な努力を続けるか、③否定的アイデンティティを克服して、新しい自己統合と相互性の発見へ歩み出すか、のいずれかの途に進む。

私が、これからとりかかる作業は、在日朝鮮人青年の＜民族的アイデンティティ（民族的帰属性）＞の問題に焦点が当てられている。私が明らかにしようとしたことは、在日朝鮮人青年の＜生＞に触れることによって、逆に彼らを規定している社会的支配のメカニズムを浮き彫りにさせることと、彼らの＜生＞を支配するメカニズムを彼らがどのように乗り越えようとしているかを相互的にみつめることである。

方法として、個人的な友人である三人（男二人、女一人）の生活史を追跡しながら、彼らが、他者との出会いにおいて、自己及び他者をどのようにみつめ、それによって、彼らが、自己の行動をどのようにみつめ直し、又他者にみつめたことと自己意識の関係、そして、又、彼らが変革の影響下におかれた時、それらはどのように変するか、といった彼らの民族的アイデンティティ（無意識的アイデンティティも含めて）のプロセスを追うことである。

私が、たまたまこれら三人の青年を選んだ時、三人の間に必ずしも有機的な関連性を想定してはいなかった。彼らは、三人三様日本社会で生れ育ち、家族成員の構成、職業、国籍、家族の文化型、生活地域、交遊関係、職業はバラバラであり、従って本人の生活史も同一ではありえない。もし、私が故意に三人を選んだ理由があるとしたら、三人の現在迄（1975年末）の＜民族的アイデンティティ＞の方向性が明確に異なっていることに

注目したからである。はっきりさせておくが三人の環境条件がバラバラであったということと、三人の＜民族的アイデンティティ＞の方向性が異なっているということとの間に、因果関係を想定しているのではない。私が重要視したことは、彼らの＜生＞が彼らにとって経験化された意味についてであり、現在、彼らの＜民族的アイデンティティ＞の方向性がバラバラだとしたら、彼らが、＜内面的世界＞と＜相互性の世界＞に向って、どのように自己を開いているかによる相違である。

私達にとっての課題は、彼らが、生き難い状況に活路を開く、アイデンティティの模索が、彼ら自身の生活史においてもつ意味を経験化することから始まるように、私達自身も彼・彼女の日常性を私達自身の経験として共有化することにある筈である。

（註1）

＜アイデンティティ＞の訳語は、強調する側面や使用される文脈によって、存在証明、帰属証明、自己限定、自己確認、自我同一性等に使われる。ここでは、自律性と自同性の意味。栗原彬「歴史における存在証明を求めて」『思想』1967。

（註2）

栗原彬「自己回復の政治学」『思想の科学』1974。

（参考文献）

- ・R. D・レイン 『経験の政治学』 みすず書房、1973年。
- ・R. D・レイン、A・エスターソン『狂気と家族』 みすず書房、1972年。

編集後記

■先日、東京にもこの冬初めて雪が降りました。屋根や道路の上に少しだけでも積もりました。あたり一面銀世界というのは、とても気持ちのいいものです。うれしくなって、コートを脱いで歩いていると、体が引き締まる思いで、世の中の憂さを忘れてしまいそうでした。しばらく歩いていると、思わず大きなくしゃみをしてしまい、あわててコートを着ました。コートといっしょにこの世の憂さも着てしまったようで、急にふさぎこんでしまいました。早くこのコートが要らない春になるようにと祈りました。そして思いました、「頑張らなくっちゃ」と。

連載論壇は今号で3回目、教育実践報告は2回目になります。どちらも民族差別と闘う上で大きな問題を提起しています。今後とも継続していきたいと思いますが、この提起された問題に関して、読者の投稿によって内容が深められていけば幸いです。

運動に関わっている人からの投稿が増えてきました。喜ばしいことだと思います。これからも運動を担っている人が民闘連ニュースを利用して下さればよいと思います。

民闘連ニュースは4・5号から発行部数が2,300部になっていますが、定期購読者はまだまだ少数です。読者諸兄の御協力をよろしくお願いします。

(K・S)

■今号は若干変則的な編集構成になってしまいましたが、編集方針の変更ではありません。郵便料金の値上りによって、ページ数の上限を厳守しなければならない関係からです。読者諸兄の了承を乞う次第です。

ある韓国系民族紙の記者が編集子にこうもしました。「差別された、こんなぶじょくを受けた、といった話しがあまりにも多すぎる。紙面が暗くなってしまう。明かるいニュースはないものだろうか。」全く同感である。民族紙に掲載されるそれらのニュースは、全くほんの一部ではない、こうした状態を逆転させることは気の遠くなるようなそして厳しく苦しい道程であろう。それゆえに、現実の生活のなかで直面する事態に対して闘って行くことの大切さ、同胞の結束と闘う基盤が強く求められる。

この編集後記を書いているさなかに、申京煥闘争の出張裁判が、裁判所の判断により中断されたとのニュースが入った。重くながいものがこみあげて来る。こうした時にこそ、運動体の力量と質が問われるものと思う。と同時に申京煥氏自身を真に支えきって行かなくてはならない責任を、同胞の一人として感ぜざるを得ない。

(B・J)

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- ・ 在日韓国人の闘争 — 民族の苦難をのりこえて — (№ 1) 200円
- ・ 韓国キリスト者の叫び (№ 2) 200円
- ・ 京都韓国学園問題 (№ 3) 100円
- ・ 申京煥氏強制退去問題 (№ 4) 100円
- ・ 児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動 (№ 5) 100円
- ・ 全国版 — 在日韓国人の闘争 — 児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動の記録
(№ 6) 200円
- ・ 就職差別問題資料 — 糾弾!!労働省・労務行政研究所 (№ 7) 200円
- ・ ②資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- ・ 民闘連ニュース 1号〜7号 (民闘連刊) 各100円
- ・ THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 600円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- ・ 在日朝鮮人の就職差別について — 朴鐘碩君の裁判を手がかりに —
朴君を囲む会刊 50円
- ・ 原告 (朴鐘碩) および被告 (株式会社日立製作所) の主張 (資料集 № 1)
朴君を囲む会刊 300円
- ・ 証言集 1 佐藤勝己 (朴君を囲む会資料集 № 3) 朴君を囲む会刊 200円
- ・ 証言集 3 梶村秀樹 (" № 4) " 150円
- ・ 証言集 4 李 鐘直 (" № 5) " 150円
- ・ 朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- ・ 就職差別裁判・判決全文 " 100円
- ・ 民族差別 — 日立就職差別糾弾 — 朴君を囲む会編 亜紀書房 1,000円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 発 行 資 料

- ・ 「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊 100円
- ・ コガ (コゲ) 第1集〜第3集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- ・ 燈台 第29号・30号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- ・ 地域運動の手引き " " 500円
- ・ 日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- ・ 韓国通信 合併第1〜4号 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円

・韓国における人権問題を考えるオーグル牧師を迎えて——記録と総括——

オーグル牧師を迎える実行委員会刊	200円
・アジアの人権 創刊号 アジア人権センター刊	500円
・ " 2号 "	400円
・ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会	300円
・金芝河・良心宣言 金芝河らを助ける会刊	300円
・在日朝鮮人渡航史	300円
・申京煥君の強制送還を許すな。/ No.1 申君を支える会刊	300円
" " No.2 "	200円
・申京煥君を支える会全国ニュース 1~2号 "	100円
・入管と緑を切りたい。/ 金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	200円
・民族運動としての地域活動をめざして	
川崎在日同胞の人権を守る会刊	200円
・行政差別撤廃運動——尼崎市闘争記録集——	
民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・京都韓国学園建設促進に向けて 京都韓国学園建設促進連絡協議会刊	200円
・きつつきの群れ——京都韓国学園建設問題に関する資料集——	
京都在日外国人の民族教育を守る会	500円
・京都韓国学園問題資料1 京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・韓国における不実企業の実態 日韓連帯連絡会議	1,000円
・日本における朝鮮少数民族 エドワード・W・ワグナー著 湖北社刊	850円
・在日朝鮮人団体重要資料集 "	3,200円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状 "	2,200円
・国籍と人権 崔昌華著 酒井書店	2,500円
・속담 (朝鮮のことわざ) 梁泰昊著	300円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもたちが学ぶことになったのか	
——民族学校閉鎖と再建への動きの歴史—— (資料集 №4)	200円
・なぜ「本名を呼び、名をのる」とりくみをやらなければならないか	
(資料集 №5)	300円
・今日の朝鮮民族差別——深江小学校吉田校長の差別思想を斬る——	
(資料集 №6)	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺 (" №7)	400円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮 (" №8)	200円
・在日朝鮮人の法的地位——「韓さん一家」の問題を考えるにあたって——	
(資料集 №9)	200円

月刊民闘連ニュース 昭和51年2月15日発行(毎月1回15日発行)

発行日 1976年2月15日 №8号 頒価150円

発行人 李 仁 夏

発行所 在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL 03-203-7575

民闘連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268
